

## 2020年基準改定における供給側四半期推計手法の改善について※

内閣府大臣官房総務課調整第2係 小山 侑大

(前・内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民生産課)

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民生産課 今井 志保

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民生産課 柴田 守晟

## 1. はじめに

国民経済計算では、作成に当たって経済実態を正確に反映するという「正確性」を要請されるとともに、カレントな景気判断の基礎として「速報性」も要請されている。しかし、国民経済計算は各種の基礎統計を利用して推計する加工統計であるため、「正確性」と「速報性」との間には、「正確性」を高めれば高めるほど公表が遅くなるというトレード・オフの関係が存在する。このため、計数の公表を複数回に分け、より精度の高い基礎統計の入手に応じて段階的に推計値を改定していくことで、統計の「速報性」と「正確性」の両立を図っており、「速報性」を特に重視しているのが四半期別 GDP 速報（以下「QE」(Quarterly Estimates) という。)である。

我が国の QE では、推計時点で利用できる基礎資料の制約から、三面<sup>1</sup>のうち支出側系列の公表を行っているが、その推計方法に大きな転機が訪れたのが平成 14 年 4 - 6 月期 1 次速報公表時（平成 14 年 8 月 30 日）から始まった、供給側四半期推計（以下「供給側 QE」という。）の導入である。従前の QE では、『家計統計』（総務省）等の需要側統計中心の推計を行っていたが、個計化や企業行動の多様化が進むにつれて、需要側からのみのアプローチにも限界が見られていたことが背景にあった<sup>2</sup>。また、先進諸国の中でも我が国の QE は比較的公表が遅く、需要側統計に加えて供給側統計を用いることで早期化すべきといった要請もあった。

そうした検討を踏まえ導入された供給側 QE だが、何もこれで全てが充足されたわけではない。供給側 QE は、年次推計におけるコモディティ・フロー法（以下「コモ法」という。）の考え方に基づき、主に供給側の基礎統計から国内家計現実最終消費、総固定資本形成の名目値を推計するものであるが、2000 品目を超える品目分類に詳細な流通経路を設定するコモ法をそのまま用いることは基礎統計や速報性の制約から困難であるため、品目を 91 品目分類又はその下位概念である細分類に集約したうえで、コモ法を簡便化した手法による推計を行っている。こうした推計手法のため、コモ法に比べれば利用可能な基礎統計に限界が

---

※ 本稿作成にあたっては内閣府経済社会総合研究所内から有益なコメントをいただいた。本稿の執筆にご協力いただいた皆様にはこの場で御礼申し上げたい。なお、本稿の内容は、筆者が属する組織の公式の見解を示すものではなく、あり得べき誤り等内容に関し全ての責任は筆者にある。

<sup>1</sup> 生産・分配（所得）・支出の三面を指す。いずれの面からみても一国の付加価値の合計は等しい。

<sup>2</sup> 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部（2002）「四半期別 GDP 速報（QE）の新しい推計方法」

あるなどの課題があり、累次の基準改定を経て改善と実装を繰り返してきた。

本稿は、これまでに行ってきたこうした取組のうち、2020年基準改定に際して供給側QEの推計精度向上を目的として検討し、統計委員会の国民経済計算体系的整備部会にも報告した主要な手法の改善などについて、同部会で報告した概略よりも詳細な検討の経緯も含めて解説することで、国民共有の財産である国民経済計算の理解を深めるための一助となることを目的とするものである。同時に、供給側QEについては我が国国民経済計算の有用性・精度の向上において、推計手法の改善と相互補完的な関係にある基礎統計の整備・改善に対するフィードバックとしての性格を有するものでもあり、本稿が、政府統計間の一層の連携促進や効率化に寄与することを期待する。

次章以降、以下の3つの改善について詳述する。1つ目は、原材料や仕掛品の民間在庫推計の改善について、である。原材料在庫及び仕掛品在庫の推計については、特に1次速報値から2次速報値への改定差の縮小が従来から検討課題とされてきた。今回の基準改定では、この点について初めて推計手法の見直しを行い、推計精度の向上を実現している。2つ目は、商業マージン推計の改善について、である。商業マージンについては、卸売・小売のマージン総額を商品別の国内供給額に比例して按分していたが、今回の基準改定では、利用する基礎統計項目を拡張することで、推計精度の向上を見込んでいる。3つ目は、『サービス産業動態統計』（総務省）の利用拡大について、である。同統計やその前身である『サービス産業動向調査』（総務省）及び『特定サービス産業動態統計』（経済産業省）は供給側QEとともにサービス業の供給実態を捕捉するべく拡充を続けてきており、2025年1月調査からの基幹統計化に伴い、供給側QEにおいても利用情報の拡充を行った。これら3つの改善について、2章～4章で詳述した後、5章でそれぞれの取り組みに関する総括を行う。

## 2. 在庫推計手法の改善

### (1) 形態別在庫変動推計に関する現状と課題

供給側 QE では、コモ法同様に原材料在庫、仕掛品在庫、製品在庫、流通品在庫の4形態ごとに91品目分類別に在庫変動額の推計を行っているが、このうち原材料在庫及び仕掛品在庫については大きな課題が2つある。

まず1つには、原材料在庫及び仕掛品在庫については、2次速報で利用する『法人企業統計』（財務省）が1次速報時点では利用できないことである<sup>3</sup>。図表1のとおり、製品在庫及び流通品在庫については速報性の高い基礎統計が整備されているため、それぞれ1次速報時点から2次速報と同じ基礎統計を利用した推計が可能であるが、原材料在庫及び仕掛品在庫については、『法人企業統計』が1次速報時点では利用できず、ARIMAモデルの先行き予測機能により推計している。しかし、ARIMAモデルによる予測値は、トレンドや季節性は考慮できるものの、足元で発生している社会事象や外的ショックによる短期的な経済構造の変化を十分に捕捉出来ていないとは限らず、2次速報で一般的な基礎統計の速報値から確報値への改定よりも大きな改定が生じる可能性を孕んでいる。そのため、原材料在庫及び仕掛品在庫についても、1次速報と2次速報で共通して利用可能な基礎統計があれば、改定が抑制される可能性が高まる。

図表1 2015年基準における4形態別民間在庫推計に利用する基礎統計

	1次速報	2次速報
原材料在庫	—	法人企業統計 石油統計（経済産業省）等
仕掛品在庫	—	法人企業統計等
製品在庫	鉱工業指数（経済産業省） 食品産業動態調査（農林水産省）等	（同左）
流通品在庫	商業動態統計（経済産業省）等	（同左）

（出所）著者作成

もう一つの課題は、『法人企業統計』の特徴にある。『法人企業統計』は、各法人に対して売上高や所有する資産、事業にかかる費用などを業種別に調査している統計であるため、当該法人において生産・使用している品目別の情報までは調査事項に含まれていない。そのため、品目別の推計を基本とする供給側 QE では、『法人企業統計』から得られる業種別の在庫残高をそのまま用いることは出来ず、品目別に転換する必要がある。そこで、供給側 QE では『法人企業統計』から得られる業種別の期末在庫残高（棚卸資産のうち、原材料・貯蔵

<sup>3</sup> QE 1次速報は四半期終了後約1か月半後に公表される一方、『法人企業統計』は四半期終了後3か月目の月初に公表され、1次速報の推計には間に合わないため、QE 2次速報で取り込んでいる。

品及び半製品)を、付加価値推計法で各年作成している経済活動別財貨・サービス産出表(以下「V表」という。)又は経済活動別財貨・サービス投入表(以下「U表」という。)を用いて品目別の在庫残高に転換したうえで、在庫品評価調整<sup>4</sup>を行うことで在庫純増額を推計している。この推計方法については、『法人企業統計』のうち、供給側QE推計で用いるデータは資本金10億円以上の法人を対象とした全数調査結果であるため、一国全体の在庫残高の動向の捕捉が可能である一方で、品目別の動向を詳細に把握・分析しにくいという性質がある。

こうした背景から、『法人企業統計』に拠らない推計手法の開発の重要性が高まり、第IV期「公的統計の整備に関する基本的な計画」において、“1次QEの民間企業設備及び民間在庫変動の推計手法の改善に係る研究を進める”ことが明記されるに至った。これに基づいて、利用可能な基礎統計の検討を行い、統計委員会第34回国民経済計算体系的整備部会において、原材料在庫における「原油・天然ガス」について、1次速報時点で『石油統計』を用いた推計を行うことと、『生産動態統計』で調査している一部の品目について、その利用可能性を検証することを報告している<sup>5</sup>。これを受けて、2020年基準改定で新たな推計方法を実装するべく、『生産動態統計』を用いた民間在庫推計手法の開発及び『石油統計』を用いた「原油・天然ガス」の原材料在庫推計の1次速報への拡大について検討を行った。

#### コラム1 『法人企業統計』とUV表の関係について

V表は産業別の商品産出額、すなわち各産業がどの商品をどれだけ生産しているかを示している表であるため、同表からは各産業が生産し、保有している仕掛品在庫がどのような商品(財)であるかを概念上推し測ることが可能と考えられる。そこで、V表における商品別の内訳を用いて、『法人企業統計』における業種別の仕掛品期末在庫残高を商品別に転換することで、商品別の期末在庫残高を推計している。

他方で、U表は産業別の商品中間投入額、すなわち各産業がどの商品をどれだけ消費しているかを示しているため、各業種(産業)が経済活動を行う上で使用する原材料在庫がどのような商品(財)であるかを概念上推し測ることが可能と考えられる。そこで、U表の商品別の内訳を用いて、『法人企業統計』における業種別の原材料期末在庫残高を商品別に転換することで、商品別の期末在庫残高を推計している。

<sup>4</sup> 国民経済計算では、発生主義の原則がとられているため、在庫変動は当該在庫の増減時点における価格で評価すべきものである一方、入手可能な在庫関係データは企業会計に基づくものであり、様々な在庫の価格評価方法が混在している。そのため、国民経済計算では、「在庫品評価調整」と呼ばれる所定の計算により、期首・期末の価格評価の調整を行っている。

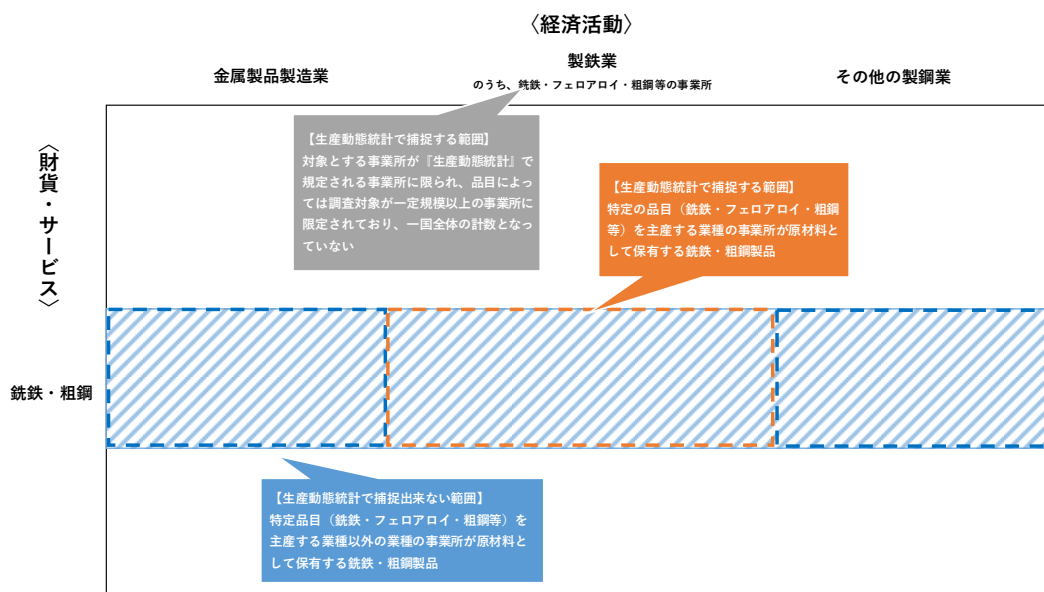
<sup>5</sup> 統計委員会第34回国民経済計算体系的整備部会 資料1  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000889196.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000889196.pdf)

(2) 『生産動態統計』を用いた民間在庫推計手法の開発

① 『生産動態統計』の利用可能性の検証

『生産動態統計』については、第34回国民経済計算体系的整備部会において、鉄・非鉄・紙製品などの一部品目について、その原材料となる品目（鋼板、地金、パルプなど）の月末在庫を調査している旨を報告しているところ、初めに原材料在庫の推計における利用可能性について検討を行った。しかし、『生産動態統計』は、標本調査ではなく①全事業所を対象とした調査であるものの、調査対象が一定規模以上の事業所に限定され、一国全体の計数となっていない品目もあること<sup>6</sup>、②特定の品目を主産する（当該財を主要な生産品として製造している）事業所を対象として「原材料」数量を調査しているため、当該品目以外の品目を主産する事業所が保有している「原材料」については調査対象となっていない<sup>7</sup>といった利用上の課題がある。特に、図表2のとおり調査対象となる特定の品目を主産する業種以外の業種における原材料としての投入が多くを占める場合には、調査対象となる事業所の在庫情報のみでは当該品目の原材料在庫全体を十分に捉えられず、現行の供給側QE推計とは水準が大きく異なる結果となったため、原材料在庫の推計における『生産動態統計』の利用は見送ることとした。

図表2 『生産動態統計』における原材料在庫の捕捉範囲イメージ



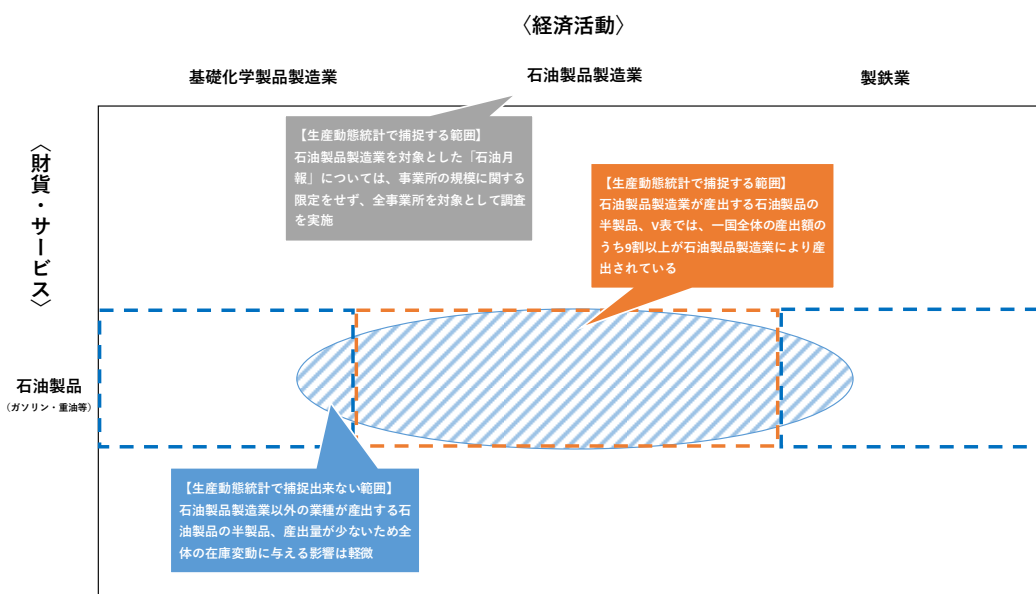
(出所) 著者作成

<sup>6</sup> 例えば、『生産動態統計』の「紙加工品月報」では、従事者五十名以上の事業所のみを調査している。

<sup>7</sup> 例えば、原材料在庫として保有されている銑くずや鋼くずについて、『生産動態統計』の「鉄鋼月報」では、銑鉄・フェロアロイ・粗鋼・鋼半製品・鍛鋼品・鋳鋼品を主産する製造事業所のみを対象として月末在庫数量を調査しているため、他の品目を主産する事業所が所有している原材料在庫としての銑くずや鋼くずの数量については調査の対象に含まれていない。

『生産動態統計』では、原材料在庫だけでなく仕掛品（半製品）在庫についても品目別に調査を行っていることから、次に仕掛品在庫の推計における利用可能性について検討を行った。仕掛品在庫は、ある業種の事業所が自社の商品として製造する財の半製品であるため、主産物比率（ある品目の産出額計に対する、当該品目の主産産業の産出額の比率）が高い品目であれば、『生産動態統計』により把握可能な当該品目を主産する業種の事業所が保有する半製品在庫の数量を一国計の数量と見做して利用することが可能と考えられる。この点を踏まえて検討を行ったところ、石油製品については、主産する石油製品製造業による産出額が全体の9割以上を占めるなど主産物比率が高いことに加え、石油製品製造業に対する調査である『生産動態統計』の「石油製品月報」では、「粗ガソリン」、「粗灯油」、「粗軽油」、「粗重油」、「粗潤滑油」及び「粗蠟」など石油製品の細分類に対応する品目について事業所規模に関する限定をせず全事業所を対象として調査を行っていることから、仕掛品在庫の推計において『生産動態統計』を利用可能であると判断した（図表3）。

図表3 『生産動態統計』における仕掛品在庫の捕捉範囲イメージ



(出所) 著者作成

## ② 新たに開発した推計手法とその意義

本項では、『生産動態統計』を用いた2020年基準における石油製品の仕掛品在庫の推計手法を紹介する。『生産動態統計』は、『法人企業統計』と異なり期末在庫数量(kl)を調査しているため、同統計から在庫変動額を直接求めることはできない。そこで、『産業連関表』等から単価を求め、在庫変動数量に乗じることで在庫変動額の推計を行っている。詳細は下記のとおり。

- i. 『生産動態統計』における半製品月末在庫数量データから、供給側 QE 細品目分類に対応する品目について、各四半期の在庫変動数量（フロー）を求める。
- ii. 『産業関連表』から基準年における各品目の単価（実額）を求め、それを『企業物価指数』（日本銀行）で延長推計し、各四半期の単価を求める。
- iii. i の在庫変動数量に ii の単価を乗じ、各四半期の在庫変動額を求める。
- iv. iii までで求めた各四半期値に、同暦年合計値と年次推計暦年値（コモ法により推計）の差を四等分して加算することで、年次推計四半期値を推計する<sup>8</sup>。

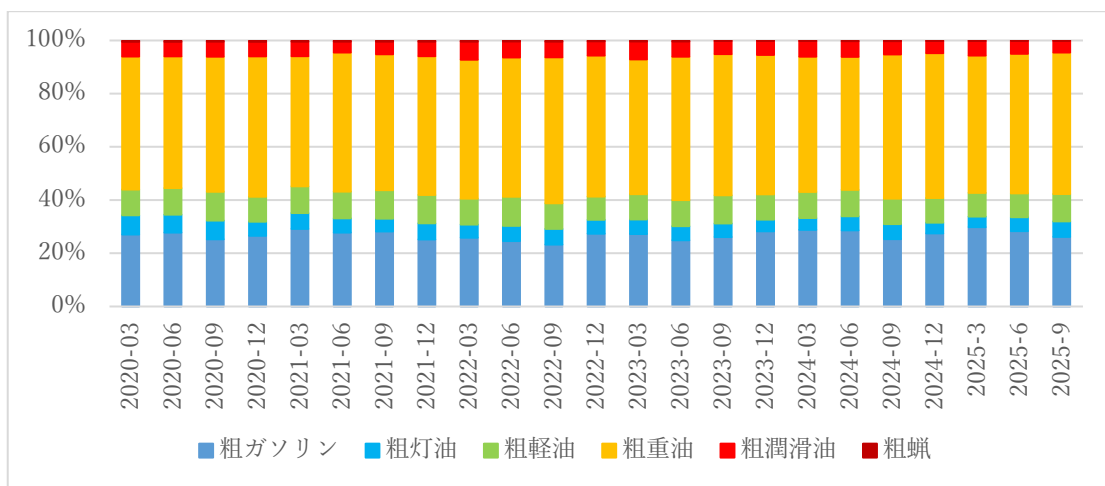
**コラム 2 1次速報における『生産動態統計』の品目別分割**

上記の推計フローは、2次速報における推計手法を記載しているため、ここでは1次速報における推計手法を紹介する。

『生産動態統計』は、対象月の翌月末に速報値を、翌々月中旬に確報値を公表しており、QEの1次速報推計時点では、作業スケジュール上、速報値を用いている。しかし、『生産動態統計』の速報値では、「石油製品」の半製品在庫数量だけが公表されており、その内訳の細分類品目別の情報は確報値の公表まで存在しない。他方で、iiに示した『産業関連表』の単価は細分類品目別で存在することから、1次速報時点において、在庫数量を何らかの手法で按分することで単価の情報を活かした推計を行うことが可能となる。

そこで、『生産動態統計』における「石油製品」の期末（3か月目）在庫数量を、前年同期の確報における細分類品目別の期末在庫数量を構成比として按分することとした。なお、図表のとおり、細分類品目別の構成比は基準年以降で大きく変化していない。

**図表 『生産動態統計』における石油製品別期末在庫数量の構成比**



<sup>8</sup> 年次推計が存在しない速報期間においては、基礎統計より推計した在庫変動に、直近の年次推計四半期値を推計した際に加算した額と同額を加算して推計する。

今回の推計手法の変更には推計精度の観点からどのような意義が考えられるか整理したい。まず1つには、従来課題として挙げられていた、1次速報から2次速報への改定差の縮小に寄与する点がある。1次速報を基礎統計の速報値に基づく推計に切り替えることで、改定幅を抑制できることが期待される。次に、細分類品目の在庫変動を直接的に捕捉できることとなった点があげられる。2015年基準では『法人企業統計』における期末在庫金額をV表により91品目分類に変換した後に、簡易的に細分類品目別に分割を行っていたため、細分類品目推計値は事後的に作られた参考値に過ぎなかった。しかし、今回の推計手法では、『生産動態統計』から直接詳細な商品分類の期末在庫数量を得られるため、最も望ましいボトムアップ式の推計方法に転換できており、変動要因の分析も可能になった。

さらに、供給側QE推計とコモ法による確報年推計との改定の縮小があげられる。2015年基準のコモ法の確報年推計では、各細分類品目について仕掛品在庫変動額の推計に『石油統計』を利用しており、『法人企業統計』を利用する供給側QEとは基礎統計が異なっていたが、2020年基準では、利用する基礎統計を『生産動態統計』に両者合わせたことで、供給側QE速報推計からコモ確報年推計で生じる改定を抑制すべく、シームレス化を実現させた。また、2020年基準より供給側QEにおける仕掛品在庫推計は細分類別で行われるようになったことから、推計手順ivにおける加算処理も細分類品目別となり、速報年から確報年への細分類品目ごとの改定も縮小することが期待できる。

### ③ 残された課題

前述のとおり、1次速報から2次速報において在庫の改定が相対的に大きい要因は、2次速報で『法人企業統計』を取り込む影響である。2020年基準改定で見直しをしたように1次速報において、『生産動態統計』など他の基礎統計を用いた推計が可能になれば、2次速報での改定の抑制が見込まれる。一方で、今回新たに利用することとした『生産動態統計』についても、以前と比べると在庫調査品目数が減少しているとの指摘もある。<sup>9</sup>今回の基準改定における推計方法の見直しも踏まえ、特にウェイトの大きな品目について、各種統計における調査品目数の充実を図ることができないか、調査実施省庁との間でコミュニケーションを続けることも重要であると考えられる。

---

<sup>9</sup> 第34回国民経済計算体系的整備部会 議事録  
([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000896344.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000896344.pdf))

### (3) 原油・天然ガスの原材料在庫推計手法の改善

#### ① 1次速報への導入にいたる経緯

我が国のQEでは、平成14年の供給側QEの導入以来、91品目分類「原油・天然ガス」の原材料在庫推計には『石油統計』<sup>10</sup>を利用しているが、それは2次速報に限ったことであった。『石油統計』については、1次速報時点でも同統計の速報値が利用可能であることから、これまでも『法人企業景気予測調査』（財務省・内閣府）の利用可能性に関する検証の一環として、幾度か国民経済計算体系的整備部会に報告<sup>11</sup>を行ってきた経緯があった。

今般、2020年基準改定に際しては、『石油統計』を用いた「原油・天然ガス」の1次速報における推計のみを先行して検証した。「原油・天然ガス」以外の品目については、ARIMAモデルによる予測値を推計し、そこに『石油統計』から推計される「原油・天然ガス」分を合算することで求めた原材料在庫変動額を、全品目ARIMAモデルで求めた予測値と比較検討したところ、優位な結果が得られた<sup>12</sup>ため、2020年基準からは、原材料在庫変動額のうち「原油・天然ガス」については1次速報時点から『石油統計』を利用することとした。

#### ② 「原油・天然ガス」の推計方法

供給側QEでは『石油統計』から「原油」の在庫変動数量を推計し、そこに『貿易統計』（財務省）などから求めた原油単価を乗じることで、実額の在庫変動額を推計している。以下に推計フローを詳述する。

- i. 『石油統計』から得られる当期の原油在庫数量から前期の原油在庫数量を控除することで、当期の原油在庫変動数量を推計する。
- ii. 『貿易統計』の当期の原油輸入金額を原油輸入数量で除したうえで、コモ法から求められる原油の輸入個別税比率を乗じて、当期の原油単価を推計する。
- iii. iで求めた原油在庫変動数量に、iiで求めた原油単価を乗じることで、当期の原油在庫変動金額を推計する。
- iv. iiiで求めた各四半期値に、同暦年合計値と年次推計暦年値（コモ法により推計）の差を四等分して加算することで、年次推計四半期値を推計する<sup>13</sup>。

---

<sup>10</sup> 『石油統計』とは、経済産業省が公表上便宜的に使用している名称であり、正確には『経済産業省生産動態統計調査』のうち「原油及び天然ガス月報」、『石油製品需給動態統計調査』（経済産業省）及び『石油輸入調査』（経済産業省）をまとめて公表する枠組みとしての名称を指している。

<sup>11</sup> 第34回国民経済計算体系的整備部会、第35回国民経済計算体系的整備部会、第36回国民経済計算体系的整備部会で報告している。

<sup>12</sup> 第41回国民経済計算体系的整備部会 資料2  
([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001021458.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001021458.pdf))

<sup>13</sup> 年次推計が存在しない速報期間においては、基礎統計より推計した在庫変動に、直近の年次推計四半期値を推計した際に加算した額と同額を加算して推計する。

以下では、実際に公表されている『石油統計』及び『貿易統計』の計数をもとに推計の再現を示す。まず、i のとおり、『石油統計』から当月の在庫変動数量を求める（図表4）。

図表4 『石油統計』から求められる2021年1-3月期以降の在庫変動数量

	(a)月末在庫数量(kl)	(b)在庫変動数量(kl) b=当期a-前期a	(c)在庫変動数量(千kl) c=b/1000
令和2年 10-12月期	10,603,153	-	-
令和3年 1-3月期	9,573,279	▲ 1,029,874	▲ 1,030
4-6月期	11,254,914	1,681,635	1,682
7-9月期	9,884,095	▲ 1,370,819	▲ 1,371
10-12月期	9,623,233	▲ 260,862	▲ 261
令和4年 1-3月期	9,658,740	35,507	36
4-6月期	9,535,598	▲ 123,142	▲ 123
7-9月期	10,752,590	1,216,992	1,217
10-12月期	11,362,314	609,724	610
令和5年 1-3月期	9,893,035	▲ 1,469,279	▲ 1,469
4-6月期	12,388,597	2,495,562	2,496
7-9月期	11,532,226	▲ 856,371	▲ 856
10-12月期	11,404,745	▲ 127,481	▲ 127
令和6年 1-3月期	9,978,300	▲ 1,426,445	▲ 1,426
4-6月期	10,099,548	121,248	121
7-9月期	11,148,587	1,049,039	1,049
10-12月期	9,564,801	▲ 1,583,786	▲ 1,584
令和7年 1-3月期	11,382,081	1,817,280	1,817
4-6月期	11,924,632	542,551	543
7-9月期	10,604,894	▲ 1,319,738	▲ 1,320

(出所) 著者作成

次に、ii のとおり、『貿易統計』から原油の輸入数量と輸入金額を入手し、単価を求める（図表5）。ただし、輸入個別税比率については公表統計からの再現が困難であるため、本稿では考慮しないこととする。

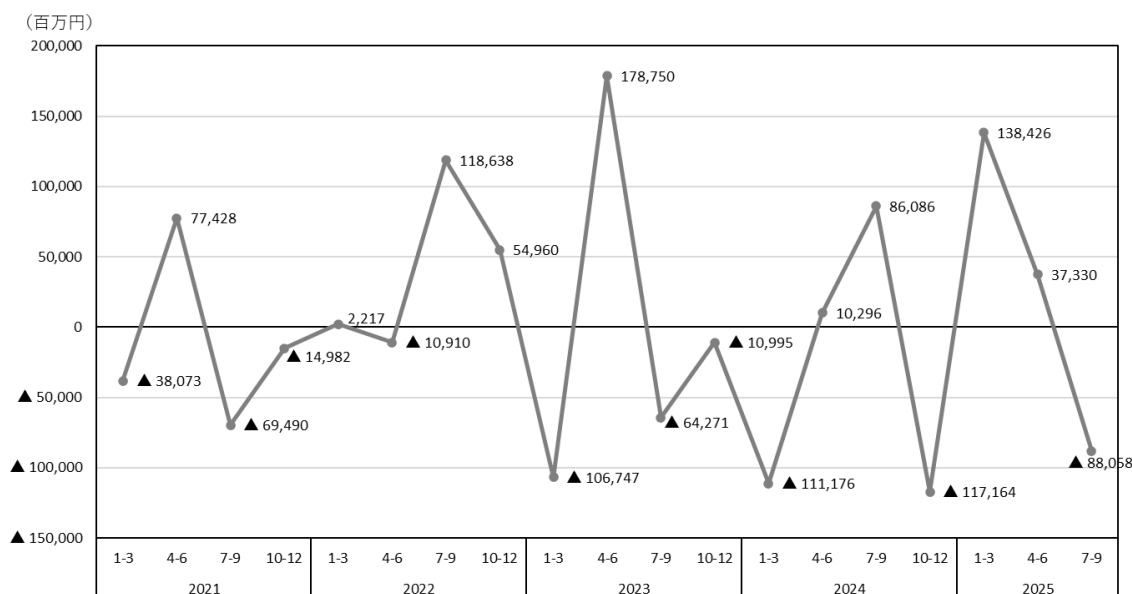
図表5 『貿易統計』から求められる2021年1-3月期以降の輸入原油価格

	(d)輸入数量(千kl)	(e)輸入金額(百万円)	(f)単価(100万円/千kl) f=e/d	
令和3年	1-3月期	36,030	1,332,001	37.0
	4-6月期	32,443	1,493,784	46.0
	7-9月期	37,410	1,896,382	50.7
	10-12月期	38,427	2,206,948	57.4
令和4年	1-3月期	39,735	2,480,878	62.4
	4-6月期	38,958	3,451,678	88.6
	7-9月期	39,426	3,843,410	97.5
	10-12月期	40,790	3,676,778	90.1
令和5年	1-3月期	39,459	2,866,782	72.7
	4-6月期	35,063	2,511,455	71.6
	7-9月期	36,011	2,702,644	75.1
	10-12月期	38,063	3,282,980	86.3
令和6年	1-3月期	35,888	2,797,067	77.9
	4-6月期	32,101	2,725,838	84.9
	7-9月期	32,489	2,666,108	82.1
	10-12月期	36,254	2,681,960	74.0
令和7年	1-3月期	33,826	2,576,631	76.2
	4-6月期	33,618	2,313,040	68.8
	7-9月期	33,491	2,234,659	66.7

(出所) 著者作成

こうして、iで求められた在庫変動数量に、iiで求められた原油価格を乗じて、各期の在庫変動額を推計したところ、次のような結果が得られる(図表6)。

図表6 原油の在庫変動金額



(出所) 著者作成。なお、輸入個別税は考慮していない。

この結果に、ivに記載のとおり、コモ法から求められる年次推計値との差分を四等分した計数を加算することで、供給側 QE で推計する「原油・天然ガス」の原材料在庫変動額を求めている。

### ③ 原材料在庫推計の展望

原材料在庫については、『生産動態統計』で幾つかの品目については在庫数量を得られるものの、推計精度の観点からは導入に一定のハードルが存在することは本章前節で述べたとおりである。また、『石油統計』のように個別品目の原材料在庫を捕捉している基礎統計も存在しないことから、『法人企業景気予測調査』の活用可能性について検証を進めるとともに、今後の基礎統計や調査項目のさらなる拡充を期待したい。

#### コラム3 原油在庫の考え方の整理

我が国では、原油の国内生産が僅少であることから、原材料在庫と流通品在庫が在庫変動の大宗を占めており、供給側 QE でもそれぞれ異なる基礎統計からアプローチしている。

原材料在庫については、各生産主体が財貨・サービスを生産する時に中間投入する原材料を計上対象としているため、原油を原材料とする石油製品製造事業者が主に保有していると考えられる。『石油統計』を構成する各統計については、下記のとおり、原油生産事業者<sup>14</sup>や石油製品の製造・販売等を行う事業者、原油受入事業者を網羅的に調査しているため、原油の在庫数量は非常に高い精度で得られていると考えられる。

##### ・経済産業省生産動態統計

経済産業省生産動態統計調査規則（昭和28年通商産業省令第10号）第4条において、調査の範囲を“鉱産物及び工業品を生産（加工を含む。）する者”としており、同別表において、「原油及び天然ガスマ月報」は全事業所を対象としているため、国内で原油を生産する事業所が網羅されていると考えられる。同統計からは、生産数量や消費数量、月末在庫数量が得られる。

##### ・石油製品需給動態統計調査

『石油製品需給動態統計調査』のうち、「石油製品製造業者・輸入業者月報（その4）」において、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号。以下「石油備蓄法」という。）に基づいて登録・届出を行った事業所のうち、原油を取り扱う業者を対象として全数調査をしているため、国内の原油受入業者を網羅している。同統計からは、国内の原油受入数量や消費数量や月末在庫数量が得られる。

<sup>14</sup> ここで生産された石油元売り企業へ出荷前の原油については、厳密には製品在庫に計上されることが望ましいが、『石油統計』ではそれらは輸入された原油と分けて表章されていない。ただし、「エネルギー動向（2025年6月版）」（資源エネルギー庁）によると、日本の原油自給率は0.5%未満と僅少であることなどから、その影響は極めて限定的であると考えられる。

#### ・石油輸入調査

原油を輸入する企業（約 20 社）に対する全数調査であるため、国内の原油輸入数量が網羅されている。同統計からは、検尺完了日や陸揚地など、『石油製品需給動態統計調査』に比べてより詳細な輸入に関する情報が得られる。

他方で、流通品在庫については、卸売又は小売段階にある在庫を計上対象とするため、石油製品製造事業者以外の流通経路上にあり得る主体が原油を保有している場合に発生する。石油備蓄法第 4 条では、石油（原油を含む。）の備蓄目標の策定義務が定められており、同目標に基づいて民間備蓄分と国家備蓄分がそれぞれ規定されている。このうち前者については、石油精製業者等による備蓄であるため、石油製品の製造・販売等を行う事業者や原油受入事業者が保有する原材料在庫に相当するが、国家備蓄分については、『石油統計』から補足できない上に、同法第 2 条において、“我が国への石油の供給が不足する事態及び我が国における災害の発生により国内の特定の地域への石油の供給が不足する事態に備えて備蓄を行うもの”とされており、その性質上、流通品在庫に計上している。

そこで、供給側 QE における原油の流通品在庫変動額については、国家備蓄の原油月末保有量 (kl) を得られる『石油備蓄の現況』（資源エネルギー庁）などから推計している。

#### コラム 4 天然ガス及び液化天然ガスの推計可能性について

これまで述べてきたとおり、「原油・天然ガス」については、『石油統計』の原油の在庫数量を利用しているが、同 91 品目分類の内数である「天然ガス」及び「液化天然ガス」については、基礎統計を用いた推計を行っておらず、推計ステップ iv で示した、直近確報年におけるコモ法との差分を計上している<sup>15</sup>。そこで、本コラムでは、これらの原材料在庫推計の可能性及び課題について論じたい。

まず、『石油統計』の月次報から天然ガスの月末在庫数量(千 m<sup>3</sup>)が得られるため、原油と同様に、在庫変動数量に単価を乗じることで求める方法が考えられる。気体の天然ガスについては原則輸出入されないと考えられるため、国内生産事業者を調査対象とする『生産動態統計』に基づく『石油統計』から得られる天然ガスが一国全体の数量であると見做すことが出来よう。しかし、液化天然ガスについては、輸入事業者を対象とした『石油製品需給動態統計調査』における調査項目が廃止されたため、最終公表形態である『石油統計』の月次報から速報期の動向を捕捉することが出来ない<sup>16</sup>。他方で、『石油統計』の年報については、液

<sup>15</sup> 供給側 QE では、原油の在庫変動のみを計上しているため、推計ステップ iii の段階では、コモ法による「原油・天然ガス」の直近確報年推計値との原油分の差分に加え、天然ガス分が計上されていないことによる乖離も生じていると考えられる。

<sup>16</sup> 石油製品需給動態統計調査における、液化天然ガスの調査は令和 4 年 3 月に調査の効率化・簡素化の観点から廃止されている。

化天然ガスの輸入数量やそれを加味した月末在庫数量が公表されており、輸入分については『貿易統計』、月末在庫数量については『電力調査統計』（資源エネルギー庁）及び『ガス事業生産動態統計』（資源エネルギー庁）の調査結果から構成されている<sup>17</sup>。このことから、天然ガスについては、『石油統計』の月末在庫数量を、液化天然ガスについては、『電力調査統計』及び『ガス事業生産動態統計』の月末在庫数量を合算すれば、一国全体の天然ガス及び液化天然ガスの在庫変動数量を求めることが可能と思われる。ただし、天然ガスの原材料在庫のうち大宗を占める液化天然ガスの月末在庫数量を調査している後者の統計2つについて、3か月目の公表が1次速報、場合によっては2次速報にも間に合わないという課題があるため、まずは基礎統計側に早期公表の可能性について働きかけることも考えていくことが必要といえよう。

図表 「天然ガス」及び「液化天然ガス」の推計に利用可能な基礎統計

		天然ガス	液化天然ガス (LNG)
数 量	石油統計 (生産動態統計)	○	-
	電力調査統計	-	○
	ガス事業生産動態統計	-	○
価 格	貿易統計	2711.21000 天然ガス (ガス状のもの)	2711.11000 天然ガス (液化したもの)

(出所) 著者作成

<sup>17</sup> 『電力調査統計』の月末貯蔵量、『ガス事業生産動態統計』の月末在庫。

### 3. 卸売・小売マージン推計の改善

供給側 QE では、年次推計同様に運賃や商業に係るマージンについても推計を行っており、今回の基準改定では、このうち商業に係る卸売・小売マージン（以下「商業マージン」という。）について、推計手法の改善の検討を行った。

#### （1）2015年基準における商業マージンの推計手法と問題の所在

年次推計で用いるコモ法では、『産業連関表』に基づき、各商品について流通段階ごとに細かく運賃・マージン率を設定しているが、供給側 QE 推計においては、91品目分類又は細分類レベルで推計していることなどから、簡便な方法を採用している。

2015年基準の商業マージンの推計は、以下のように行っていた。

- i. 卸売・小売について、『法人企業統計』から推計したそれぞれのマージン率を『商業動態統計』から得られる販売額に乗じて補助系列を作成し、確報期間は年次推計値を分割、速報期間は延伸することで四半期の出荷額を求める。
- ii. 年次推計の「出荷額」に対するマージン割合<sup>18</sup>を算出し、これを i で求めた四半期の出荷額に乗じることで卸売マージン額合計、小売マージン額合計を推計する。
- iii. 速報期間においては、91品目分類<sup>19</sup>について、年次推計の「国内供給（出荷額＋輸入－輸出）」に対するマージン比率を算出し、これを四半期の「国内供給」に乗じることで91品目分類別の卸売マージン額、小売マージン額の初期値を算出する。
- iv. ii で求めた卸売マージン額合計、小売マージン額合計を、iii で求めた91品目分類別の卸売マージン額、小売マージン額の初期値で按分する。
- v. 確報期間においては、iii、ivの推計では91品目分類別の数値が年次推計で推計した暦年値と一致しないため、91品目分類別の年次推計暦年値を行計、四半期別の ii を列計、91品目分類別四半期別の iv を初期値として RAS 法により推計する。

このように、2015年基準の推計手法では、品目別の商業マージン額は先に求めたマージン額を国内供給の多寡に応じて各品目に按分していた。このため、例えば1次速報から2次速報にかけて発生した基礎統計の改定により石油製品の出荷額のみが上方改定した場合（他の品目は不変と仮定）、国内供給の改定を通じて石油製品に配分される商業マージンが増加する一方で、石油製品以外の他の品目（衣服・身の回り品や自動車など）に配分されるマージンが減少することにより同品目の最終需要も下方改定する事象が見受けられた。そこで、次節に記載する新たな推計手法を通じて、1次速報から2次速報への改定の適正化を

---

<sup>18</sup> 卸売、小売の出荷額にはコスト的商業（同部門内の中古取引等）が含まれるため、マージン割合を乗じることでマージンのみの金額を推計している。

<sup>19</sup> 供給側 QE では、いくつかの91品目分類について、より詳細な細品目分類で推計しているが、そのうち、特定の細品目分類にのみ商業マージンが計上されている場合は、当該細品目分類で推計を行っている。

図ることとした。

## (2) 2020年基準における商業マージンの推計手法

2020年基準改定ではこの課題を改善するために、商業マージン額を『商業動態統計』の販売額を商品分類別に把握し、卸売・小売のマージン額をそれぞれ商品分類別に求めることで、ある品目の国内総供給の改定が商品分類の異なる他の品目のマージンに影響を与えないようマージン推計の細分化を行った。

2020年基準の商業マージンの推計の詳細は、以下のとおりである。

- i. 四半期別の卸売マージン額、小売マージン額の一国合計値については、2015年基準(1) iiと同様に、年次推計の「出荷額」に対するマージン割合を算出し、これを四半期の出荷額に乗じることで推計する。
- ii. コモ法の推計値が存在する確報年について、前年の91品目分類別の四半期卸売マージン額、小売マージン額を『商業動態統計』の商品分類(以下「商動分類」という。)別に集約する。
- iii. 商動分類別販売額の前期比で、iiの卸売マージン額、小売マージン額を延長推計し、各四半期の商動分類別マージン額の初期値を得る。
- iv. 確報年については、iiiで求めた卸売マージン額、小売マージン額の四半期合計値は、コモ法による年次推計の暦年と一致せず、それぞれのマージン額の商品合計値は、iの各マージン額の一国合計値とも一致していない。そのため、コモ法による商品別の年次推計値を行計、iで求めた四半期各マージン額一国合計値を列計の所与として、iiiの四半期各マージン額を初期値としたRAS法による按分を実行し、行列整合的な商動分類別の四半期各マージン額を推計する。
- v. ivで求めた商動分類別の卸売マージン額、小売マージン額を、iiと同様の対応関係で91品目分類に細分化する。具体的には、年次推計の「国内供給(出荷額+輸入-輸出)」に対するマージン比率を四半期の91品目分類別国内供給に乗じて初期値を求め、コモ法による商品別の年次推計値を行計、ivで求めた商動分類別の四半期各マージン額を列計としてRAS法による按分を実行し、91品目分類別の各マージン額を推計する。
- vi. 速報年については、ivで求めたRAS後の直近確報年第4四半期の商動分類別の卸売マージン額、小売マージン額を、商動分類別販売額の前期比で延長した計数を補助系列として、iの各マージン額一国合計値を按分する。
- vii. viで求めた商動分類別マージン額を91品目分類に細分化するため、viで得られた商動分類別マージン額を列計として、年次推計の「国内供給(出荷額+輸入-輸出)」に対するマージン比率を四半期の国内供給に乗じて得られた91品目分類のマージン額により按分することで、91品目分類のマージン額を推計する。

以降では、2015年基準、2020年基準の速報推計におけるマージンの推計イメージ及び計算例を示す。図表7は、新旧の推計手法による分割イメージの違いを図示したものである。2020年基準では、『商業動態統計』の枠組みを反映させることで、各品目分類(財1～財5)のマージン総額に一段階制約がかけられていることがわかる。

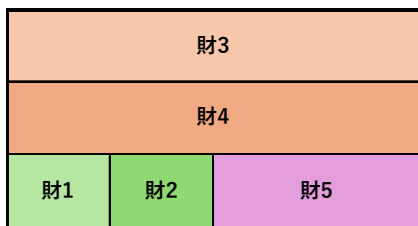
図表7 マージン推計イメージ

<2015年基準>

①『法人企業統計』のマージン率×『商業動態統計』の販売額×年次推計の「出荷額」に対するマージン割合=マージン総額



②供給側QEの「国内供給」×年次推計の「国内供給」に対するマージン比率の割合でマージン総額を按分

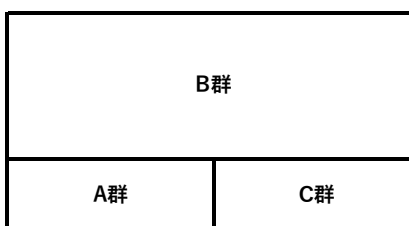


<2020年基準>

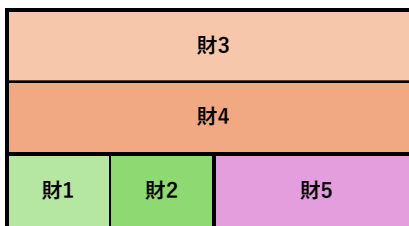
①『法人企業統計』のマージン率×『商業動態統計』の販売額×年次推計の「出荷額」に対するマージン割合=マージン総額



②①を『商業動態統計』の商品分類別に按分



③供給側QEの「国内供給」×年次推計の「国内供給」に対するマージン比率の割合で商品分類ごとにマージン額を按分



(出所) 著者作成

図表8以降では、仮定の計数をもとに、推計方法の変更による速報年の結果の違いを比較する。

図表8【推計フローii】直近確報年マージン額の集計

<2015年基準>

①マージン額（直近確報年値）	直近確報年 QE期間（Q1）		
	Q 4	1次	2次
財1	4.0	-	-
財2	8.0	-	-
財3	12.0	-	-
財4	6.0	-	-
財5	10.0	-	-
合計	40.0	-	-

（出所） 著作作成

<2020年基準>

①マージン額（直近確報年値）	直近確報年 QE期間（Q1）		
	Q 4	1次	2次
財1	4.0	-	-
財2	8.0	-	-
A群	12.0	-	-
財3	12.0	-	-
財4	6.0	-	-
B群	18.0	-	-
財5	10.0	-	-
C群	10.0	-	-
合計	40.0	-	-

計算例に沿って説明すると、まず図表8のとおり年次推計で推計される直近確報年の品目別マージン額を得る。2020年基準では商動分類別（A群、B群、C群）のマージン額についても得る。

図表9 【推計フローvi】『商業動態統計』を用いたマージン額の延長推計

①四半期マージン総額 = a.マージン率×b.商動販売額×c.マージン割合	直近確報年 QE期間（Q1）		
	Q 4	1次	2次
四半期マージン総額	-	50.9	50.9
a.マージン率（法人企業統計）	-	12%	12%
b.商業動態販売額（合計）	-	530.0	530.0
A群	-	120.0	120.0
B群	-	230.0	230.0
C群	-	180.0	180.0
c.出荷に占めるマージンの割合（直近確報年）	-	80%	80%

（出所） 著作作成

①四半期マージン総額 = a.マージン率×b.商動販売額×c.マージン割合	直近確報年 QE期間（Q1）		
	Q 4	1次	2次
四半期マージン総額	-	50.9	50.9
a.マージン率（法人企業統計）	-	12%	12%
b.商業動態販売額（合計）	450.0	530.0	530.0
A群	100.0	120.0	120.0
B群	200.0	230.0	230.0
C群	150.0	180.0	180.0
c.出荷に占めるマージンの割合（直近確報年）	-	80%	80%

②調整前の四半期マージン額（商業動態統計分類別） = ①マージン（直近確報年のQ4）をb.商動販売額の商動分類別の前期比で延伸	直近確報年 QE期間（Q1）		
	Q 4	1次	2次
A群	12.0	14.4	14.4
B群	18.0	20.7	20.7
C群	10.0	12.0	12.0
合計	40.0	47.1	47.1

③調整後の四半期マージン額（商業動態統計分類別） = ①四半期マージン総額を②調整前の四半期マージンで按分	直近確報年 QE期間（Q1）		
	Q 4	1次	2次
A群	12.0	15.6	15.6
B群	18.0	22.4	22.4
C群	10.0	13.0	13.0
合計	40.0	50.9	50.9

図表9の①のとおり、2015年基準も2020年基準も得られる四半期マージンの総額に変更はないが、2020年基準では①で得られた商業マージン総額をA群、B群、C群に按分する。例えばQE期間のQ1の四半期マージン総額は50.9となっているが、直近確報年Q4の商動分類別マージン額を『商業動態統計』の商品別販売額を前期比で延長したもの（②）を補助系列として按分することで、A群15.6、B群22.4、C群13.0という商動分類別のマージン額（③）を得ることができる。

図表 10 【推計フロー-vii】『商業動態統計』分類別マージン額の分割

④調整前の四半期マージン (QE分類別)		直近確報年	QE期間 (Q1)	
= d.QE国内供給額 × e.国内供給に対するマージン比率(直近確報年)		Q 4	1次	2次
財 1		-	10.0	10.0
財 2		-	7.5	7.5
財 3		-	10.0	40.0
財 4		-	25.0	25.0
財 5		-	20.0	20.0
合計		-	72.5	102.5

④調整前の四半期マージン (QE品目分類別)		直近確報年	QE期間 (Q1)	
= d.QE国内供給額 × e.国内供給に対するマージン比率 (直近確報年)		Q 4	1次	2次
財 1		-	10.0	10.0
財 2		-	7.5	7.5
A群小計		-	17.5	17.5
財 3		-	10.0	40.0
財 4		-	25.0	25.0
B群小計		-	35.0	65.0
財 5		-	20.0	20.0
C群小計		-	20.0	20.0
合計		-	72.5	102.5

d.QE国内供給額		直近確報年	QE期間 (Q1)	
財 1		-	100	100
財 2		-	150	150
財 3		-	200	800
財 4		-	250	250
財 5		-	200	200

e.国内供給に対するマージン比率 (直近確報年)		直近確報年	QE期間 (Q1)	
財 1		10%	-	-
財 2		5%	-	-
財 3		5%	-	-
財 4		10%	-	-
財 5		10%	-	-

(出所) 著者作成

商業マージン総額の按分に用いるマージン額を、図表 10 のとおり求める。それぞれの財の国内供給に、直近確報年の国内供給に対するマージン比率を乗ずる。2015 年基準ではこれを按分用のマージン額として用いていた。2020 年基準では、これらを商動分類別に集計し、図表 9 の③で求めた商動分類別のマージン額を④から求められる商動分類別の調整前マージン額に対する各財の構成比を用いて按分している。

図表 11 新旧手法における結果の比較

⑤調整後の四半期マージン (QE品目分類別)		直近確報年	QE期間 (Q1)	
= ①を④で按分		Q 4	1次	2次
財 1		-	7.0	5.0
財 2		-	5.3	3.7
財 3		-	7.0	19.9
財 4		-	17.5	12.4
財 5		-	14.0	9.9
合計		-	50.9	50.9

⑤調整後の四半期マージン (QE品目分類別)		直近確報年	QE期間 (Q1)	
= ③を④で按分		Q 4	1次	2次
財 1		-	8.9	8.9
財 2		-	6.7	6.7
A群小計		-	15.6	15.6
財 3		-	6.4	13.8
財 4		-	16.0	8.6
B群小計		-	22.4	22.4
財 5		-	13.0	13.0
C群小計		-	13.0	13.0
合計		-	50.9	50.9

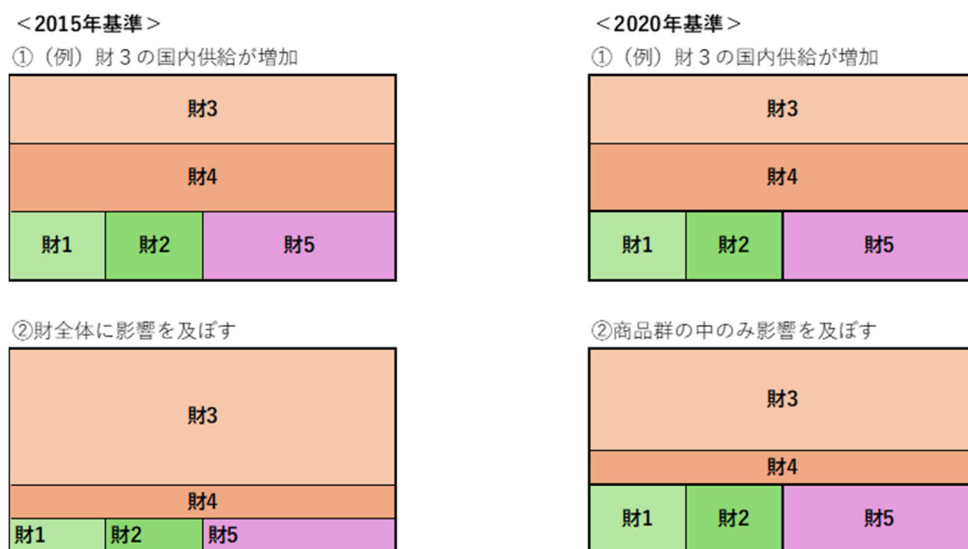
(出所) 著者作成

2015 年基準では、④で得られた商品別の調整前マージン額をそのまま按分に用いるため、国内供給の増減が、異なる商動分類に属する各財のマージン額にも影響を及ぼす。2015 年基準の 2 次における各財のマージン額に注目すると、1 次から 2 次で財 3 の国内供給が 4 倍になったことにより、按分に用いるマージン額も 4 倍になり、2 次のマージン総額に占める割合が大幅に増加し、財 3 を除く品目についてはその割合が減少している。その結果、1 次から 2 次にかけて財 3 以外の財は国内供給が変化していないにも関わらず、財 3 を除く全

ての財のマージン額が減少している。このように、2015年基準では特定の品目の国内供給の変化が、関係性の薄い他の品目まで影響を与えてしまっていた。しかし、2020年基準では同じB群に属する財4のみがマージン額が減少しており、A群、C群に属する財については、マージン額が変化していない。これは、按分が同じ群の中でのみ行われることで、財3による影響が同じB群に属する財4にしか及ぼさず、他の群に属する財に影響を及ぼさなくなったことによる。

このように、商動分類の「枠」を作成することで、ある品目の国内供給が大幅に改定したとしても、異なる商動分類に属する品目に影響を及ぼすことはない。これが、商品分類ごとにマージン額を按分することによる効果である。イメージを以下に示す。

図表 12 マージン額按分イメージ



(出所) 著者作成

コラム 5 年次推計におけるマージン推計の細分化について

コモ法では、個々の商品ごとに設定されたマージン率により推計されるマージン額と、商業（卸売、小売）の産出額の内訳として推計されるマージン額の二種類のマージン額が推計される。前者を商動分類ごとに合計したものを「商品別積上げの品目群別マージン額」、後者を商動分類ごとに分割したものを「産業別積上げの品目群別マージン額」と呼ぶ。

この2種類のマージン額は、差が生じるのが一般的であるが、年次推計では後者がより推計精度が高いとみなして、コントロール・トータルとして、推計で生じる両者の差は各商品に割り振っている。

なお、商業の産出額の内訳である後者のマージン額は、『産業連関表』の産出額をベンチマークとし、『商業動態統計』、『経済センサス - 活動調査』（総務省・経済産業省）、『経済構

『造実態調査』（総務省・経済産業省）より求めた年間商品販売額の伸び率と、『法人企業統計』、『経済センサスー活動調査』、『経済構造実態調査』より求めたマージン率の伸び率を乗じることによって延長推計する。このように、2020年基準では年次推計においても供給側QEと同様、一国合計のマージン額を商動分類別に分割した上で各商動分類ごとに各品目への按分を行うという推計方法の細分化を行っており、シームレスな推計が維持されている。

### （3）運賃・マージン推計の展望

本手法により、供給側QE推計においては1次速報から2次速報で、ある品目の国内供給が大きく変動した場合でも、当該品目が属さない商動分類の品目には影響が及ばないようになるため、最終需要の推計精度が向上したといえる。

更なる改善点として、運賃率について商業マージンと同様に商品分類別の推計を行うことが考えられるが、現行の運賃率の推計に用いている『サービス産業動態統計』、『航空輸送統計』（国土交通省）に、『商業動態統計』のような商品分類別の運賃データが存在しないため、同様の手法をとることはできない。また、今回の手法によりマージン推計は精緻化されたが、商動分類数に注目すると、卸売は18分類に対して小売は7分類<sup>20</sup>となっている。例えば卸売には自動車品目分類として存在するが、小売には存在しないといったように、卸売と小売で分類数が異なる。小売の分類数が卸売の分類数と同じ水準まで細分化されれば、小売マージンも卸売マージンと同様の精度が得られ、一層の精緻化が期待できる。

## コラム6 QE品目分類の細分化による効果

本節では、最終需要額の推計精度向上の観点から、商業マージン推計の細分化について論じてきたが、最も直接的な精緻化の手段としては、供給側QEの品目分類の細分化が考えられる。2020年基準では、主に91品目分類の「22 衣服・身の回り品」、「63 卸売」について細分化を行ったため、本コラムではこれらの細分化がどのような背景で検討されたのか、また、その細分化が最終需要推計にどのように影響を及ぼすのかについて論じたい。

### ・「衣服・身の回り品」の細分化

「22 衣服・身の回り品」は、年間の家計消費で1兆円を上回る品目であり、細分化の検討対象となっていたが、先行的に実施した細分化の試算では、事後的な年次推計値との乖離は改善されなかったため、細分化を見送っていた<sup>21</sup>。これは、「22 衣服・身の回り品」の家

<sup>20</sup> 卸売は、『商業動態統計』の商品別販売額の「繊維品」、「衣服・身の回り品」、「農畜産物・水産物」、「食料・飲料」、「医薬品・化粧品」、「化学製品」、「石油・石炭」、「鉱物」、「鉄鋼」、「非鉄金属」、「一般機械器具」、「自動車」、「その他の輸送用機械器具」、「家庭用電気機械器具」、「その他の機械器具」、「建築材料」、「紙・紙製品」、「その他の商品」の18分類を、小売は「衣料品計」、「身の回り品」、「飲食品」、「家具」、「家庭用電気機械器具」、「家庭用品」、「その他の商品」の7分類を用いている。

<sup>21</sup> 統計委員会国民経済計算体系の整備部会第32回会議（令和4年10月19日開催）。

計消費に占める商業マージンの割合が大きく、2015年基準の推計方法では2次速報において他品目の商業マージンが大きく改定した場合、「22 衣服・身の回り品」の家計消費が商業マージンの改定を通じて大きく改定してしまっていたためと考えられる。2020年基準改定では、商業マージン推計の細分化と併せて実施することで、他品目の商業マージンの改定の影響を受けず、1次速報と2次速報の家計消費の改定差の縮小及び供給側QEと年次推計の乖離の縮小が見込まれる。

・「卸売」の細分化

また、最終需要の推計精度の向上の観点から、課題であった「63 卸売」についても細分化を行った。「63 卸売」を構成するコモ品目のうち、「仲介貿易売買差額」<sup>22</sup>は出荷の全額が輸出され、輸入も存在しないため、本来は「63 卸売」の国内総供給には影響しない。しかし、2015年基準では「63 卸売」全体をまとめて推計していたため、国内総供給の推計過程において「仲介貿易売買差額」の出荷額と輸出額が相殺されず、本来は「卸売」の国内総供給に影響しない「仲介貿易売買差額」の出荷額の変動が、国内総供給を通じて「63 卸売」の最終需要（家計消費）に影響を及ぼしていた。

「63 卸売」は出荷額（卸売マージン額を除く。）の9割以上を「仲介貿易売買差額」が占め、また、「63 卸売」に属する他の構成品目はQE推計において利用可能な基礎統計がないため、2020年基準では「63 卸売」を「6301 卸売（仲介貿易売買差額を除く。）」と「6302 仲介貿易売買差額」の2品目で推計することにより、「仲介貿易売買差額」の国内総供給を通じた最終需要への影響がないように細分化を行った。

---

<sup>22</sup> 仲介貿易商品を指す。『国際収支統計』（財務省・日本銀行）では、「居住者が非居住者から財貨を購入することと、その後、同じ財貨を別の非居住者に転売することの組合せであって、この間、当該財貨が統計作成国の国境を通過しないもの」と定義されており、国内に供給されない転売商品であるため、出荷額＝輸出額が成り立つ。

#### 4. 『サービス産業動態統計』の利用拡大

##### (1) 供給側 QE 推計で用いるサービス産業統計について

『サービス産業動態統計』は、我が国におけるサービス産業の事業活動の動態を明らかにする統計を作成することを目的として、令和7年1月から新たな基幹統計調査として総務省統計局が毎月調査している。

同統計は、一般統計調査であった『サービス産業動向調査』と『特定サービス産業動態統計』を統合し、事業内容が多様で変化の激しいサービス産業の動向を継続的かつ適切に把握するために基幹統計として整備された。

供給側 QE では、従来は『サービス産業動向調査』、『特定サービス産業動態統計』を基礎資料として用いていたが、『サービス産業動態統計』に移行されたことを踏まえ、2020年基準改定に伴い利用情報の拡充を行った。まず『サービス産業動向調査』、『特定サービス産業動態統計』、『サービス産業動態統計』の概要を整理すると図表13のとおりである。

図表13 サービス統計の概要

	サービス産業動向調査 (一般統計調査：総務省)	特定サービス産業動態統計調査 (一般統計調査：経済産業省)	サービス産業動態統計調査 (基幹統計調査：総務省)
調査の目的	サービス産業の生産・雇用等の状況を把握し、QE等の精度向上に資すること	特定サービス産業の売上高、契約高等の動向を把握し、景気の判断材料に資すること	サービス産業の事業活動の動態を明らかにすること
調査の期日	毎月末（提出期限：調査実施月の翌月20日）	毎月末日（提出期限：調査実施月の翌月20日）	毎月末（提出期限：調査実施月の翌月15日）
調査対象	サービス産業を主産業とする全国の約12,000企業等及び約25,000事業所	経済産業省所管業種を中心とするサービス産業を営む約2,550企業又は事業所	サービス産業を主産業とする全国の約13,000事業所及び約25,000事業所
抽出方法	【企業等】一部産業及び資本金1億円以上を悉皆 【事業所】産業、事業従事者規模別に層化抽出	年間売上高（全国計等）のおおむね70%をカバーするまでの売上高上位の企業又は事業所等	【企業等】一部産業及び資本金1億円以上を悉皆 【事業所】産業、事業従事者規模別に層化抽出
調査事項	【企業等】事業活動別の月間売上高（収入額）、事業従事者数及び内訳 【事業所】月間売上高（収入額）、事業従事者数及び内訳、主な事業活動の種類	従業者数、業務種類別の月間売上高（又は月間契約高、購入額、受注高等）	【企業等】事業活動別の月間売上高（収入額）、事業従事者数 【事業所】月間売上高（収入額）、事業従事者数
調査方法	【調査系統】総務省-民間事業者-（調査員）-報告者 【調査方法】郵送、オンライン、調査員調査	【調査系統】経済産業省-民間事業者-報告者 【調査方法】郵送、オンライン	【調査系統】総務省-民間事業者-報告者 【調査方法】郵送、オンライン
公表時期	【速報】調査実施月の翌々月下旬 【確報】調査実施月の5か月後の下旬	【速報】調査実施月の翌々月上旬 【確報】調査実施月の翌々月中旬	【速報】調査実施月の翌々月下旬 【確報】調査実施月の5か月後の下旬

（出所）総務省 HP 及び経済産業省 HP より著者作成

『サービス産業動向調査』と『特定サービス産業動態統計』の調査対象は図表13のとおりで、『サービス産業動態統計』の調査対象はこれらを包含したものとなっている<sup>23 24</sup>。従来用いていた『サービス産業動向調査』は、最新の経済センサスを母集団として、一国計に母集団復元をしていた一方、『特定サービス産業動態統計』は、抽出対象が年間売上高（全国計）のおおむね70%程度をカバーするものとなっていたため、一国計の動きを捉えたものとはなっていなかった。新たな『サービス産業動態統計』では、『経済センサスー活動調査』を母集団とし、一国計に母集団復元をするため、従来『特定サービス産業動態統計』を利用

<sup>23</sup> 『特定サービス産業動態統計』の調査対象は、『サービス産業動向調査』の調査対象となっていない「細分類6431 クレジットカード業」を除き、本調査の調査対象に包含されている。

<sup>24</sup> 抽出対象が約12,000企業等から約13,000企業等に増加しているが、これは基幹統計化によるものではなく、母集団の更新に伴う新設企業等の追加によるものである。

していた項目についても、『サービス産業動態統計』を利用することで一国計の動きを捉えられるようになった<sup>25</sup>。また、『サービス産業動態統計』の公表時期は『サービス産業動向調査』と比べると1週間程度早期化されており、供給側QEにおいて従来『サービス産業動向調査』を利用していた項目については、より多くの調査票情報を用いて詳細に推計することが可能となった。供給側QEにおける、2015年基準と2020年基準のサービス統計の利用箇所を図表14に示す。

---

<sup>25</sup> 『特定サービス産業動態統計』は『経済センサス-活動調査』の他に業界団体資料を母集団に含むため、業種によっては『経済センサス-活動調査』の母集団に含まれない事業所についても対象としている。

図表 14 供給側 QE におけるサービス統計の利用箇所

2015年基準				2020年基準			
小(91)分類番号	小(91)分類( )内は細品目名	統計名	推計に使用する基礎統計の概要	小(91)分類番号	小(91)分類( )内は細品目名	統計名	推計に使用する基礎統計の概要
61	廃棄物処理	サービス産業動向調査(総務省)	廃棄物処理業(売上高)	61	廃棄物処理	サービス産業動態統計(総務省)	廃棄物処理業(売上高)
65	鉄道輸送	サービス産業動向調査(総務省)	鉄道業(売上高)	65	鉄道輸送	サービス産業動態統計(総務省)	鉄道業(売上高)
66	道路輸送	サービス産業動向調査(総務省)	道路旅客運送業、道路貨物運送業(売上高)	66	道路輸送	サービス産業動態統計(総務省)	道路旅客運送業、道路貨物運送業(売上高)
67	水運	サービス産業動向調査(総務省)	水運業(売上高)	67	水運	サービス産業動態統計(総務省)	水運業(売上高)
69	その他の運輸	サービス産業動向調査(総務省)	倉庫業、運輸に付帯するサービス業(売上高)	69	その他の運輸	サービス産業動態統計(総務省)	倉庫業、運輸に付帯するサービス業(売上高)
71	宿泊業(宿泊サービス)	サービス産業動向調査(総務省)	宿泊業(売上高)	71	宿泊業	サービス産業動態統計(総務省)	宿泊業(売上高)
72	飲食サービス(飲食店)(持ち帰り・配達飲食サービス)	サービス産業動向調査(総務省)	飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業(売上高)	72	飲食サービス(飲食店)(持ち帰り・配達飲食サービス)	サービス産業動態統計(総務省)	飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業(売上高)
73	通信(固定電気通信)(移動電気通信)(電気通信に付帯するサービス)	サービス産業動向調査(総務省)	通信業、固定電気通信業、移動電気通信業(売上高)(注1)	73	通信(固定電気通信)(移動電気通信)(電気通信に付帯するサービス)	サービス産業動態統計(総務省)	通信業、固定電気通信業(注2)、移動電気通信業(注2)(売上高)
74	放送(公共放送)(民間放送)	サービス産業動向調査(総務省)	放送業、公共放送業(売上高)(注1)	74	放送(公共放送)(民間放送)	サービス産業動態統計(総務省)	放送業、公共放送業(注2)(売上高)
75	インターネット附随サービス	特定サービス産業動態統計(経済産業省)	インターネット附随サービス業(売上高)	75	インターネット附随サービス	サービス産業動態統計(総務省)	インターネット附随サービス業(売上高)
76	情報サービス、映像・音声・文字情報制作(受注型ソフトウェア)(自社開発ソフトウェア)(ゲームソフト)(パッケージ型ソフトウェア(ゲームソフトを除く。))	サービス産業動向調査(総務省)	情報サービス業(合計、受注ソフトウェア、ソフトウェアプロダクト、ゲームソフト)(売上高)	76	情報サービス、映像・音声・文字情報制作(受注型ソフトウェア(組込みソフトウェアを除く。))(組込みソフトウェア)(ゲームソフト)(パッケージ型ソフトウェア(ゲームソフトを除く。))(自社開発ソフトウェア)(情報処理・提供サービス)(新聞印刷発行)(娯楽作品原本)(その他の情報サービス)	サービス産業動態統計(総務省)	受託開発ソフトウェア業(注2)、ゲームソフトウェア業(注2)、その他のソフトウェア業(注2)、情報処理・提供サービス業(注2)、その他の情報処理・提供サービス業(注2)、映像・音声・文字情報制作業(売上高)
	(情報処理・提供サービス)(新聞印刷発行)(娯楽作品原本)(その他の情報サービス)	サービス産業動向調査(総務省)	映像・音声・文字情報制作業(売上高)		サービス産業動態統計(総務省)	情報処理・提供サービス業(注2)、新聞印刷発行業(娯楽作品原本)(その他の情報サービス)	
79	不動産仲介及び賃貸(不動産仲介業)	サービス産業動向調査(総務省)	不動産取引業(事業従事者数)、不動産賃貸業・管理業(売上高)	79	不動産仲介及び賃貸(不動産仲介業)	サービス産業動態統計(総務省)	不動産取引業(事業従事者数)、不動産賃貸業・管理業(売上高)
82	広告	特定サービス産業動態統計(経済産業省)	広告業(売上高)	82	広告	サービス産業動態統計(総務省)	広告業(売上高)
83	物品賃貸サービス(不動産を除く。)(産業用機械器具賃貸業)	サービス産業動向調査(総務省)	物品賃貸業(売上高)	83	物品賃貸サービス(不動産を除く。)(産業用機械器具・建設機械器具賃貸業)(自動車賃貸業)(電子計算機・事務用機械器具・スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業)	サービス産業動態統計(総務省)	産業用機械器具賃貸業(注2)、建設機械器具賃貸業(注2)、自動車賃貸業(注2)、スポーツ・娯楽用品賃貸業(注2)、その他の物品賃貸業(注2)(売上高)
	(自動車・娯楽用品・その他の物品賃貸サービス)(特許等サービス)	特定サービス産業動態統計(経済産業省)	土木・建設機械、情報関連機器、事務用機器(レンタルの物件別売上高)		サービス産業動態統計(総務省)	土木・建設サービス(土木建築サービス)(職業紹介・労働者派遣業)(建物サービス・警備業)(その他の対事業所サービス)	
84	その他の対事業所サービス(プラントエンジニアリング業)	特定サービス産業動態統計(経済産業省)	エンジニアリング業(受注高(国内))	84	その他の対事業所サービス(プラントエンジニアリング業)(鉱物探査)(法務・財務・会計サービス)(土木建築サービス)(職業紹介・労働者派遣業)(建物サービス・警備業)(その他の対事業所サービス)	サービス産業動態統計(総務省)	その他の技術サービス業、建設設計業(注2)、測量業(注2)、土木建築サービス(建築設計業、測量業を除く)(注2)、専門サービス業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業(売上高)
	(鉱物探査)(獣医療)(法務・財務・会計サービス)(土木建築サービス)(職業紹介・労働者派遣業)(建物サービス・警備業)(その他の対事業所サービス)	サービス産業動向調査(総務省)	専門サービス業、職業紹介・労働者派遣業、技術サービス業(注3)、その他の事業サービス業(売上高)		サービス産業動態統計(総務省)	職業紹介・労働者派遣業(建物サービス・警備業)(その他の対事業所サービス(職業紹介・労働者派遣業を除く。))	
85	教育	サービス産業動向調査(総務省)	その他の教育、学習支援業(売上高)	85	教育	サービス産業動態統計(総務省)	教育、学習支援業(うちその他の教育、学習支援業)(売上高)
87	自動車整備・機械修理(自動車整備)(機械修理)	サービス産業動向調査(総務省)	自動車整備業、機械等修理業(売上高)	87	自動車整備・機械修理(自動車整備)(機械修理)	サービス産業動態統計(総務省)	自動車整備業、機械等修理業(売上高)
89	娯楽サービス	サービス産業動向調査(総務省)	娯楽業(売上高)	89	娯楽サービス	サービス産業動態統計(総務省)	娯楽業(売上高)
90	その他の対個人サービス(洗濯・理容・美容・浴場業)	特定サービス産業動態統計(経済産業省)	葬儀業、結婚式場業(売上高)	90	その他の対個人サービス(洗濯・理容・美容・浴場業)(獣医療)(写真業)(冠婚葬祭業)(個人教授業)(その他の対個人サービス)	サービス産業動態統計(総務省)	洗濯・理容・美容・浴場業、葬儀業、結婚式場業、教育、学習支援業(うち学習塾、教養・技能教授業)、獣医療(注2)、写真業(注2)(売上高)
	(写真業)(冠婚葬祭業)(個人教授業)(その他の対個人サービス)	サービス産業動向調査(総務省)	洗濯・理容・美容・浴場業、教育、学習支援業(うち学習塾、教養・技能教授業)、技術サービス業(注3)(売上高)		サービス産業動態統計(総務省)	洗濯・理容・美容・浴場業、教育、学習支援業(うち学習塾、教養・技能教授業)、獣医療(注2)、写真業(注2)(売上高)	

(注1) 通信のうち固定電気通信業及び移動電気通信業、放送のうち公共放送業は、サービス産業動向調査の調査票情報を集計した内閣府独自推計値を利用。  
 (注2) サービス産業動態統計の調査票情報を集計した値を利用。  
 (注3) 技術サービス業に含まれるその他の技術サービス業を控除した値を利用。

(出所) 著作権作成

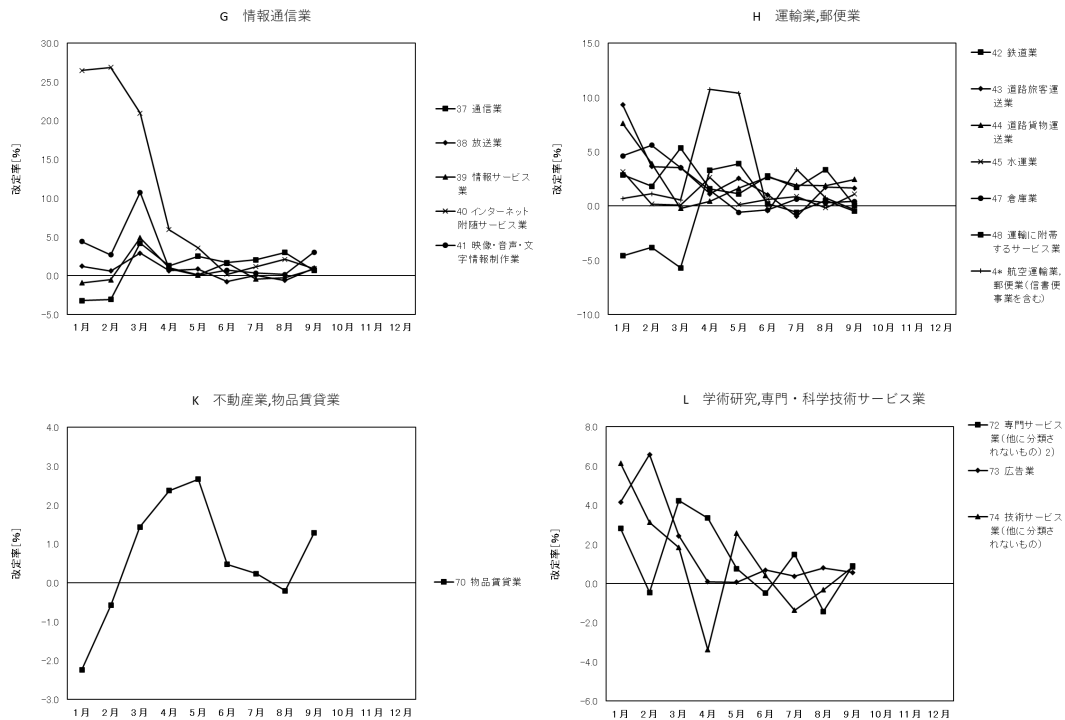
コラム7 『サービス産業動態統計』の速報差がQEに与える影響

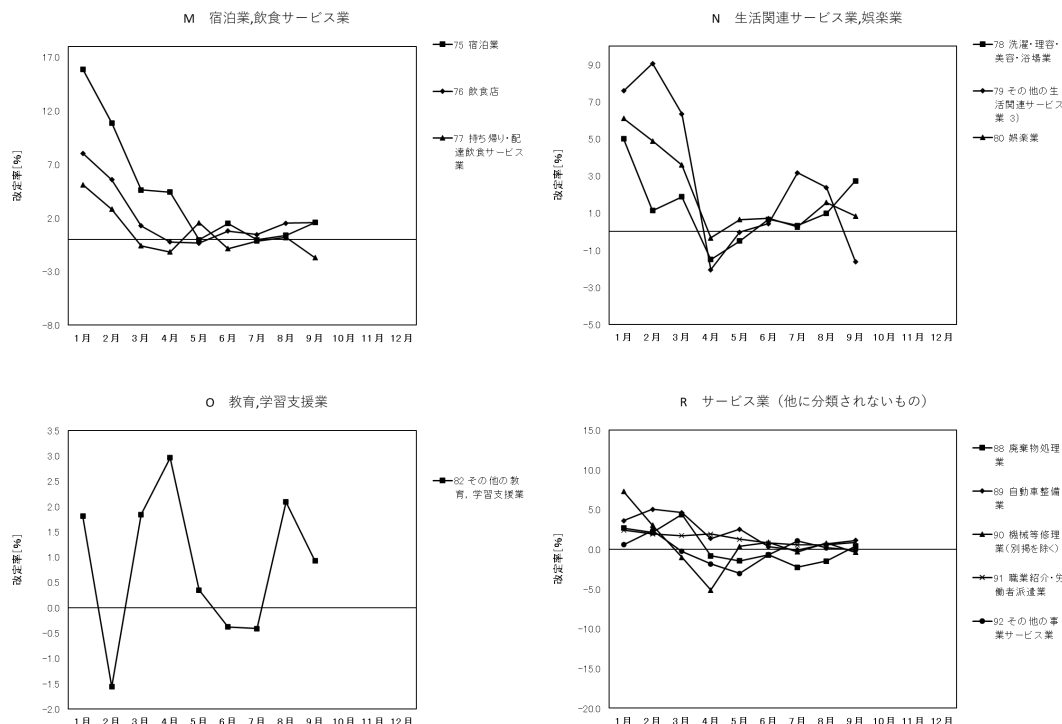
QEにおいては、速報値でどれだけ正しい方向感を捉えられるか、という点が非常に重要であるが、サービス関連のいずれの統計も1次速報では最新月の情報が入手できず、欠落月の補外を行っている。このため、2次速報における改定については、1次速報時点の補外値と2次速報で取り込む基礎統計の公表値との差分が主な要因となっており、『サービス産業動態統計』に統合されてからもその点に変更はない。加えて、当期の推計におけるベンチマークとなる前期の値についても当期の推計時点では速報値しか利用できないため、2次速報との改定差を考慮した場合、前期の速報値と確報値の乖離が小さいほど望ましい。これは、供給側QEにおける当期の動きは、前期の値をベンチマークとしたうえで、基礎統計の伸び率を用いて推計していることによるものである。ここで、基礎統計の速報から確報における改定率を以下の式とする。

$$\text{改定率}[\%] = (\text{確報値} / \text{速報値} - 1) \times 100$$

以下に、『サービス産業動態統計』の供給側QEで利用していた項目について、産業中分類別売上高の月別改定率を示す。

図表 サービス産業動態統計の改定率





(出所) 著者作成

改定率については、グラフのとおりであるが、今回の基幹統計化としての整備に伴い、速報時点における回収率が向上することにより、速確差が縮小されることを期待する。

## (2) 『サービス産業動態統計』の基幹統計化に伴う時系列接続について

前述のように欠落月の補外を行う際には前年同月値や前月値等を参照すること、速報年は確報年第4四半期(10-12月期)をベンチマークとして推計することなどから、供給側QEでは補助系列が一貫して作成されていることが重要である。

『サービス産業動態統計』において、2024年12月までの『サービス産業動向調査』との接続については、2025年1月分調査の集計時に母集団変更・標本交替の変動と合わせて調整し、『サービス産業動向調査』が現行の体系となった2013年まで遡及して前年比較が可能となるようにリンク係数で調整されている。<sup>26</sup>

『特定サービス産業動態統計』の調査対象についても、『サービス産業動向調査』と重複していた企業・事業所については、『特定サービス産業動態統計』の調査票情報に基づく計数を『サービス産業動向調査』においてこれまでも反映されていたため、前述のとおり、2013年まで遡及して前年比較が可能な調整済計数が『サービス産業動態統計』において利用可能となっている。

<sup>26</sup> 標本交替により生じる変動の調整は産業分類ごと(合計、サービス産業計、産業大分類、産業中分類の各分類別)に行うため、同じ年、同じ四半期、同じ月であっても、上位分類の調整値と、その内訳項目である下位分類の調整値の計とは、一致しない場合がある。

ただし、一部の品目については『サービス産業動向調査』の分類が『特定サービス産業動態統計』と異なるために、『サービス産業動態統計』の遡及系列を使用できない品目がある。そこで、2020年基準改定に際しては、過去から一貫して『サービス産業動態統計』に移行が可能な品目と、『サービス産業動態統計』で新設された品目とを分けて接続を行った。

① 『サービス産業動態統計』への移行が可能な品目

2015年基準で『サービス産業動向調査』と『特定サービス産業動態統計』を利用していた図表14の項目については、2020年基準では2015年まで遡って『サービス産業動態統計』に置換している。これにより、特に、「75 インターネット付随サービス」、「7606 情報処理・提供サービス業」、「82 広告業」及び「8401 プラントエンジニアリング業」といった『特定サービス産業動態統計』を用いていた品目については、季節性の変化が見受けられたものの、過去から一貫した補助系列を作成することが可能となった。

② 『サービス産業動態統計』で2025年1月以降に新設された品目

『特定サービス産業動態統計』が廃止された際、『サービス産業動向調査』では大分類で調査を実施していた項目について、内閣府からの要望等に基づき、『サービス産業動態統計』で内訳の細分類を新設することとされた。しかし、『サービス産業動態統計』で新設された産業細分類の品目については2024年12月以前の値が存在せず、『サービス産業動向調査』、『サービス産業動態統計』における中分類、小分類、産業細分類との対応関係は図表15のとおりとなっている。

図表15 『サービス産業動態統計』における各分類との対応

『サービス産業動態統計』（2025年1月～）の産業分類

中分類	情報サービス業			
	ソフトウェア業			情報処理・提供サービス業
産業細分類	受託開発ソフトウェア業	ゲームソフトウェア業	その他のソフトウェア業	

中分類	物品賃貸業			
	物品賃貸業（自動車賃貸業を除く） <small>(※) 事業所用分類「物品賃貸業（自動車賃貸業を除く）」を含む。</small>			自動車賃貸業
産業細分類	産業用機械器具賃貸業	建設機械器具賃貸業	スポーツ・娯楽用品賃貸業	その他の物品賃貸業

『サービス産業動向調査』（～2024年12月）の産業分類

中分類	情報サービス業	
小分類	ソフトウェア業	情報処理・提供サービス業

中分類	物品賃貸業	
小分類	物品賃貸業（自動車賃貸業を除く）	自動車賃貸業

(出所)「2025年1-3月期四半期別GDP速報(1次速報値)における推計方法の変更等について」(内閣府(令和7年4月24日))から引用

同図表が示すとおり、『サービス産業動態統計』では、『サービス産業動向調査』に比較して調査している分類が細かく、2025年1月以前については補助系列として必要な前月比が推計できない。そこで、供給側QEでは図表16の方法により、『特定サービス産業動態統計』を用いていた項目の補助系列を延長することで接続している。

図表16 2025年1月以降の接続方法

供給側細品目		推計方法
7601	受注型ソフトウェア（組込みソフトウェアを除く。）	産業細分類「受託開発ソフトウェア業」の2024年12月値が存在しないため、2024年12月値以前は『サービス産業動向調査』の小分類である「ソフトウェア業」の値と、2025年1月以降は『サービス産業動態統計』の産業細分類を足し上げて求めた分類である「ソフトウェア業」の値から求められる前年同月比を利用する。
7602	組込みソフトウェア	同上
7603	ゲームソフト	産業細分類「ゲームソフトウェア業」の2024年12月値が存在しないため、2024年12月値以前は『特定サービス産業動態統計』における「ゲームソフト」の上位分類である「ソフトウェア開発、プログラム作成」に対するゲームソフトの比率を、『サービス産業動向調査』の小分類である「ソフトウェア業」に乗じることで求められる仮定の「ゲームソフトウェア業」の値と、2025年1月値以降は『サービス産業動態統計』の産業細分類である「ゲームソフトウェア業」の値から求められる前年同月比を利用する。
7604	パッケージ型ソフトウェア（ゲームソフトを除く。）	産業細分類『その他のソフトウェア業』の2024年12月値以前が存在しないため、2024年12月値以前は『サービス産業動向調査』の小分類である『ソフトウェア業』の値と、2025年1月値以降は『サービス産業動態統計』の産業細分類を足し上げて求めた分類である『ソフトウェア業』の値から求められる前年同月比を利用する。
8301	産業機械器具・建設機械器具賃貸業	産業細分類「産業機械器具賃貸業」、「建設機械器具賃貸業」の2024年12月値以前が存在しないため、2024年12月値以前は『サービス産業動向調査』の

		小分類である「物品賃貸業（自動車賃貸業を除く）」の値と、2025年1月値以降は『サービス産業動態統計』の産業細分類を足し上げて求めた分類である「物品賃貸業（自動車賃貸業を除く）」の値から求められる前月比を利用する。
8303	電子計算機・事務用機械器具・スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業	産業細分類「スポーツ・娯楽用品賃貸業」、「その他の物品賃貸業」の2024年12月値以前が存在しないため、2024年12月値以前は『サービス産業動向調査』の小分類である「物品賃貸業（自動車賃貸業を除く）」の値と、2025年1月値以降は『サービス産業動態統計』の産業細分類を足し上げて求めた分類である「物品賃貸業（自動車賃貸業を除く）」の値から求められる前月比を利用する。

（出所）「2025年1-3月期四半期別GDP速報（1次速報値）における推計方法の変更等について」（令和7年4月24日）及び「2025年1-3月期四半期別GDP速報（1次速報値）における推計方法の変更について（追加）」（内閣府（令和7年5月2日））を参考に著者作成

ただし、「ソフトウェア業」のうち、大宗は「受託開発ソフトウェア業」であることから、『特定サービス産業動態統計』において「受託開発ソフトウェア業」に対応する「受注ソフトウェア」と月次の変動パターンが特に異なっていた「ゲームソフト」の接続については別途検討が必要となった。<sup>27</sup>

図表 17 『特定サービス産業動態統計』におけるソフトウェア業の産業分類

『特定サービス産業動態統計』（～2024年12月）の産業分類

ソフトウェア開発、プログラム作成	
受注ソフトウェア	ソフトウェアプロダクツ
うちシステムインテグレーション	うちゲームソフト

（出所）「2025年1-3月期四半期別GDP速報（1次速報値）における推計方法の変更等について」（令和7年4月24日）

そこで、図表 17 のとおり、2024年1月の『特定サービス産業動態統計』の「ゲームソフト

<sup>27</sup> 『令和3年経済センサス』において、『サービス産業動態統計』の「ゲームソフトウェア業」に相当する「ゲームソフトウェア」は「39 情報サービス業」の売上の8.9%を占めるが、「受託開発ソフトウェア業」に相当する「ソフトウェアの受注制作サービス」は、55.6%を占める。

ト」の上位分類である「ソフトウェア開発、プログラム作成」に対する「ゲームソフト」のウェイトを『サービス産業動態統計調査』の「ソフトウェア業」に乗じることで、『サービス産業動態統計』の「ゲームソフトウェア業」見合いの2024年1月値を疑似的に求め、そこから得られた前年同月比を利用することで接続を行うこととした。

#### コラム8 『サービス産業動態統計』の特別集計について

『サービス産業動態統計』では、パッケージソフトウェア業、情報処理サービス業、遊園地・テーマパーク等の一部の業種の売上高について、『特定サービス産業動態統計』で公表されていた産業細分類別の特別集計を行い、参考表として公表している。『サービス産業動態統計』で調査している事業活動に該当する業種<sup>28</sup>については、当該事業活動の産業別売上金額を集計しているが、それ以外の業種<sup>29</sup>については、『サービス産業動態統計』の上位分類の事業活動の産業別売上金額に、表章年月で利用可能な『経済構造実態調査』又は『経済センサス-活動調査』の集計結果であるサービス分野の当該業種に対応する生産物分類別売上金額の構成比を乗じることで推計している。ソフトウェア業については後者の手法で作成されているため、供給側QEでの接続に利用すると、それぞれの品目ごとの動向を反映できなくなる恐れがあったため、別の接続手法の検討を行った。

### (3) 今後の展望

このように、補助系列上での一貫性を確保することが、供給側QE推計において品目ごとの適切な動向を捉えるために、とても重要な点である。

サービス業は経済活動別付加価値でみれば、全体の約7割以上<sup>30</sup>を占めており、その動向の把握はGDPを推計するうえで非常に重要である。前述のとおり、『サービス産業動態統計』の基幹統計化を受けた利用範囲の拡大など、推計精度は確実に高まっているといえよう。引き続き、基礎統計側と連携を図りつつ、さらなる充実に向けて検討をしていきたい。

<sup>28</sup> 企業等及び事業所で共通の事業活動に該当する業種であり、「広告業」、「機械設計業」、「その他の技術サービス業」、「葬儀業」、「結婚式場業」、「ゴルフ場」、「ゴルフ練習場」、「ボウリング場」、「フィットネスクラブ」、「パチンコホール」、「学習塾」及び「外国語会話教授業」が該当する。

<sup>29</sup> 「受託開発ソフトウェア業」、「組込みソフトウェア業」、「パッケージソフトウェア業」、「情報処理サービス業」、「情報提供サービス業」、「環境計量証明業」及び「遊園地・テーマパーク」が該当する。

<sup>30</sup> 内閣府（2025）「2024年度国民経済計算（2020年基準・2008SNA）フロー編IV.主要系列表（3）経済活動別国内総生産」、内閣府経済社会総合研究所ホームページ

[https://www.esri.cao.go.jp/sna/data/data\\_list/kakuhou/files/2024/2024\\_kaku\\_top.html](https://www.esri.cao.go.jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/2024/2024_kaku_top.html)

## 5. おわりに

本稿では、2020年基準改定に際して実装した供給側QEの新たな推計手法のうち主要な論点について、基礎統計の特徴などを織り交ぜつつ紹介してきた。

2章では、供給側QE導入以来の課題である、原材料在庫及び仕掛品在庫の1次速報における推計に関して、『生産動態統計』や『石油統計』といった『法人企業統計』に拠らない手法を開発することで、一部の品目について一定の結論を得ることが出来たことを述べている。今後の課題として基礎統計の更なる拡充や、『法人企業景気予測調査』を用いた原材料在庫の推計手法の検討などがあり、引き続き1次速報時点における基礎統計の利用拡大に向けて取り組む必要がある。

3章では、今回の商業マージンの推計手法の変更が、従来の手法に比べて、改定の影響が品目間においてどの程度排除できるのかを論じてきた。今回の推計手法の変更は、第40回国民経済計算体系的整備部会において報告を行ったが、推計手順が複雑であり、概要の説明資料だけでは十分に伝わりづらかったのではないかとの認識の下、本稿では、仮想の計数を用いて、推計手法の違いによって品目間の改定及び最終需要への影響の縮小を詳細に示した。

4章では、供給側QEのサービス部門の出荷額推計に用いる、『サービス産業動態統計』の基幹統計化に伴う改善と供給側推計への反映について紹介してきた。供給側QEでは、平成23年基準改定において『毎月勤労統計』（厚生労働省）等に代えて『サービス産業動向調査』の利用を開始し、従来利用してきた『特定サービス産業動態統計』との併用を続けてきたが、今回の基準改定で、『サービス産業動態統計』に統一されたことで、10年以上にわたったサービス部門の基礎統計の拡充化に一定の成果がみられた。また、公表の早期化により、詳細分類の調査票情報の利活用が進んだことにくわえ、供給側QEで重視される過去から一貫した系列を作成できるため、QEの推計精度向上に寄与したことを示した。

本稿執筆に際しては、今回取り組んだ内容を「議論の背景」や「検討の過程」に重点を置いて丁寧に記載するよう心掛け、定性的な表現に偏らないよう、基礎統計から再現が可能な範囲については推計例を示している。これは、冒頭述べたように、国民経済計算の透明性を高めると同時に、基礎統計の使い方を明らかにすることで、今後の推計手法の改善を目的とした政府統計間でのコミュニケーションの促進に資すると考えたからであり、各節の結びには、基礎統計側に期待する調査事項の拡大などの要望についても言及している。

最後に、本稿を通じて、基礎統計の作成担当省庁を含めたQE推計に携わる皆様に2020年基準改定で取り組んだ内容や残された課題に触れていただき、今後のさらなるQE精緻化に関する議論・検討に投げられた一石とならんことを願っている。

## 参考文献

内閣府（2025）「国民経済計算推計手法解説書（四半期別 GDP 速報（QE）編）」、内閣府経済社会総合研究所ホームページ

[https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/pdf/kaisetsu\\_q\\_20251126.pdf](https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/pdf/kaisetsu_q_20251126.pdf)

内閣府（2025）「作成方法（統計法第 26 条に基づく総務大臣への通知）」、内閣府経済社会総合研究所ホームページ

[https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/h23/pdf/sakusei\\_kijun23.pdf](https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/h23/pdf/sakusei_kijun23.pdf)

内閣府（2025）「用語の解説」、内閣府経済社会総合研究所ホームページ

[https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data\\_list/kakuhou/files/2024/sankou/pdf/term.pdf](https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/2024/sankou/pdf/term.pdf)

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部（2002）「四半期別 GDP 速報（QE）の新しい推計方法」『季刊国民経済計算』No.128

総務省（2025）「第 41 回国民経済計算体系的整備部会 資料 2 QE 民間在庫変動の推計手法の改善（法人企業統計以外の基礎統計の利用）について」、総務省ホームページ

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001021458.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001021458.pdf)

総務省（2025）「第 41 回国民経済計算体系的整備部会 議事録」、総務省ホームページ

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001036492.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001036492.pdf)

総務省（2025）「第 40 回国民経済計算体系的整備部会 資料 1 次回基準改定における供給側推計の精度向上について」、総務省ホームページ

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001003748.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001003748.pdf)

総務省（2025）「第 40 回国民経済計算体系的整備部会 議事録」、総務省ホームページ

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001017149.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001017149.pdf)

総務省（2023）「第 126 回サービス統計・企業統計部会 資料 1-1 諮問第 179 号「サービス産業動態統計調査の承認について」の概要※」、総務省ホームページ

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000913466.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000913466.pdf)

総務省（2023）「第 126 回サービス統計・企業統計部会 資料 4 諮問第 179 号の答申 サービス産業動態統計調査の指定及びサービス産業動態統計調査の承認について（素案）」、総務省ホームページ

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000913470.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000913470.pdf)

総務省（2023）「サービス産業動向調査・特定サービス産業動態統計調査の関係整理について（サービス産業に関する新たな基幹統計・基幹統計調査の創設）」、総務省ホームページ

<https://www.stat.go.jp/info/kenkyu/si/pdf/si30-2.pdf>

総務省（2022）「第 32 回国民計算体系的整備部会 資料 1 新型コロナウイルス感染症の影響への各種対応の検証等について」、総務省ホームページ

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000841092.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000841092.pdf)

総務省（2025）「サービス産業動態統計 調査の結果 利用上の注意」、総務省ホームページ

<https://www.stat.go.jp/data/mbss/yougo.html#chuui>

内閣府（2025）「2025年1-3月期四半期別GDP速報（1次速報値）における推計方法の変更等について（令和7年4月24日）」、内閣府経済社会総合研究所ホームページ

[https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/siryou/2025/pdf/announce\\_20250424.pdf](https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/siryou/2025/pdf/announce_20250424.pdf)

内閣府（2025）「2025年1-3月期四半期別GDP速報（1次速報値）における推計方法の変更について（追加）（令和7年5月2日）」、内閣府経済社会総合研究所ホームページ

[https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/siryou/2025/pdf/announce\\_20250502.pdf](https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/siryou/2025/pdf/announce_20250502.pdf)